

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和4年11月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名

2. 出席委員 13名にしてその氏名は次のとおり

1番 高橋 善一	2番 高橋 隆	3番 山岸 誠
4番 黒澤 ちよ子	5番 本間 仁一	6番 青木 憲一
7番 浅野 厚司	8番 伊藤 圭一	9番 神尾 篤志
10番 朝倉 善則	11番 鈴木 正徳	12番 渡沢 寿
13番 安達 芳紀		

3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長補佐 山内 美穂
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎

4. 付議事件

日程第1		会議録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告について
日程第4	報第16号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第5	確第1号	農地法第4条第1項の規定による農地転用許可制限例外の確認について
日程第6	議第39号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第7	議第40号	農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
日程第8	議第41号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第9	議第42号	南陽市農地利用集積計画の策定に係る決定について

5. 会議の要領
議長（高橋会長）

（開会：ときに午後1時30分）

令和4年11月18日付け南農委告示第13号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただ今出席されている委員は、13名全員であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により

議長が指名いたします。

8番 伊藤圭一委員、9番 神尾篤志委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 8番 伊藤 圭一 委員

9番 神尾 篤志 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

次に、日程第4 報第16号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

山内事務局長補佐

ただ今上程されました、報第16号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が6件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長補佐より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、報第16号について、ご説明申し上げます。議案書は1ページになります。

嶋貫農地係長

1 番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■
■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計3,262.3
㎡を賃借人の申出により、合意解約するものです。

2 番につきましては、賃貸人 お亡くなりになった▲▲の■■■■
さんの相続人の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約
▲▲字▲▲ 外3筆 田 合計8,847㎡を賃借人の申し出によ
り、合意解約するものです。

3 番につきましては、賃貸人 お亡くなりになった▲▲の■■■■
さんの相続人の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約
▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計2,035㎡を賃借人の申し出によ
り、合意解約するものです。

4 番につきましては、賃貸人 お亡くなりになった▲▲の■■■■
さんの相続人の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約
▲▲字▲▲ 外2筆 田 合計4,304㎡を賃借人の申し出によ
り、合意解約するものです。

5 番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■
■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計114㎡を賃
借人の申出により、合意解約するものです。

6 番につきましては、賃貸人 ▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■
■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外6筆 田 合計3,058㎡を
賃借人の申出により、合意解約するものです。

以上です。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

………なしの声………

議長（高橋会長）

「なし」の声が有りますので、報第16号は了承いただいたものと認
めます。

議長（高橋会長）

次に、日程第5 確第1号「農地法第4条第1項の規定による農地
転用許可制限例外の確認について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

山内事務局長補佐

ただ今上程されました、確第1号「農地法第4条第1項の規定によ
る農地転用許可制限例外の確認について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用許可制限
例外の確認について、1件の願出がありましたので提案するものであ
ります。ご審査のうえ確認くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長補佐より説明がありましたが、農地係長の補足説
明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、確第1号について、ご説明申し上げます。
議案書は2ページになります。

嶋貫農地係長 農地法4条例外は、200㎡未満の農業施設については、転用の許可を要しない規定となっております。転用許可は必要ありませんが、届出書を提出いただき、面積と場所の確認を行うものです。

1番につきましては、▲▲の■ ■ ■ ■さんが、▲▲字▲▲の一部田 379㎡のうち一部の26.1㎡を農業用プレハブ小屋を設置するため願出があったものです。

以上です。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について、2番 高橋隆委員より、報告をお願いします。

2番（高橋隆委員） 11月17日に、私と山岸誠委員、安部事務局長、嶋貫農地係長の4名で、4条例外1件の調査を行ってまいりました。この案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

13番（安達芳紀委員） 農業用のプレハブ小屋ということなんですけども、ただ置くだけなんですよね。下に砂利を敷いたりとかそういうことでもなく、コンテナのようなプレハブをただ置くだけなのかどうか教えてください。

嶋貫農地係長 現地調査の時点では整地されていまして。砂利まで敷くかどうかは確認しておりませんが、可動式のプレハブを置くという計画のようです。周辺で似たようなプレハブを置いている方が同じ手続きをとってらっしゃったので、違反転用ではないこと明確にする意味も込めて、届出があったものです。

13番（安達芳紀委員） 分かりました。

議長（高橋会長） そのほかに質疑、意見はございますか。

……なしの声……

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。

お諮りいたします、ただいまの案件について、願出のとおり確認することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……全員挙手……

議長（高橋会長） 願出のとおり確認することが妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案については、願出のとおり確認することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 議第39号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

山内事務局長補佐 ただ今上程されました、議第39号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転2件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長補佐から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第39号について、ご説明申し上げます。議案書は3ページになります。
所有権移転の申請となります。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外6筆 畑 合計4,407㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 畑 290㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
以上です。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について、担当委員より報告をお願いします。
はじめに、議第39号 1番の現地調査について、3番 山岸誠委員より、報告をお願いします。

3番
（山岸誠委員） 11月24日に現地確認をしてまいりました。申請地は全てが耕作され、周辺農地への影響はないことを確認いたしました。

議長（高橋会長） 次に、2番の現地調査について、7番 浅野厚司委員より、報告をお願いします。

7番
（浅野厚司委員） 本日確認してまいりました。申請地は今までサクランボが植えてあったのかサクランボを剪定した後の木がまとめて置いてあって、まもなく片付けるような状況で、綺麗に管理されておりました。中の方も管理されており、周辺農地に影響がないことを確認してまいりました。

議長（高橋会長） お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第40号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

山内事務局長補佐 ただ今上程されました、議第40号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法に基づく農地転用許可を受けた農地について、事業計画を変更したい旨の申請が1件ありましたので提案するものであります。
農地法関係事務処理要領に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長補佐から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました議第40号について、ご説明いたします。
議案書は4ページになります。
1番につきましては、昭和45年6月26日に4条で転用許可になりました件の事業計画変更になります。
当初計画者は、畜舎・飼料タンクを建築するため、農地法第4条第1項の規定により、転用許可を受けました。継承者が経営を引き継ぎ、平成12年まで畜産業を営んでいましたが、廃業により、畜舎を解体したものです。
このたび、継承者である土地所有者が、申請地を農地として利用するため、事業計画の変更を申請するものです。
以上です。

議長（高橋会長） ここで、議第40号の現地調査について、2番 高橋隆委員より、報告をお願いします。

2番
(高橋隆委員) 11月17日に、私と山岸誠委員、安部事務局長、嶋貫農地係長の4名で、転用事業変更1件の現地調査を行ってまいりました。この案件について、申請通り農地として利用できる状況であったことを確認してまいりました。
以上です。

議長(高橋会長) これより、本案件について、審議に入ります。
質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

7番
(浅野厚司委員) 面積なんですが、当初計画と変更では異なりますが何か理由があるのでしょうか。

嶋貫農地係長 当初626㎡で転用許可を受けたときに、ちょうど市道に隣接する農地として、土地の買収が少しあったようです。その分を分筆して現在の登記簿の面積は619㎡になっています。

議長(高橋会長) よろしいですか。

7番
(浅野厚司委員) はい。

議長(高橋会長) 他に質疑、意見はございますか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について、変更申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、変更申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第8 議第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

山内事務局長補佐 ただ今上程されました、議第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し所有権移転1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長補佐から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、議第41号について、ご説明申し上げます。議案書は5ページになります。

　1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計493㎡を所有権移転し、雪捨場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

　以上です。

議長（高橋会長） 　ここで、議第41号1番の現地調査について、3番 山岸誠 委員より、報告をお願いします。

3番
（山岸誠委員） 　11月17日に私と高橋隆委員、安部事務局長、嶋貫農地係長の4名で5条1件の現地調査を行いました。この案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長） 　これより本案件について、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 　本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 　妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 　次に、日程第9 議第42号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

山内事務局長補佐

ただ今上程されました、議第42号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年11月14日付け農第639号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、所有権移転4件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長補佐より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今提案されました、議第42号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は6ページからで、9ページにつきましては、総括表となっております。

所有権移転が4件で計画面積が田20,555㎡、樹園地10,979㎡の合計31,534㎡となっております。

10ページをご覧ください。

所有権移転の申請4件につきまして、ご説明を申し上げます。

1番は▲▲の■■■■■さんから、▲▲の■■■■■さんに、▲▲字▲▲の田3,346㎡外2筆の田6,402㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払方法は、口座振替となっております。

2番は▲▲の■■■■■さんから、▲▲の■■■■■さんに、▲▲字▲▲4246番の田1,969㎡外2筆の合計11,199㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払方法は、口座振替となっております。

3番は▲▲の■■■■■さんから、▲▲の■■■■■さんに、▲▲字▲▲の現況樹園地654㎡外14筆の合計10,979㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払方法は、口座振替となっております。

4番は▲▲の■■■■■さんから、▲▲の■■■■■さんに、▲▲字▲▲,954㎡の田1筆を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払方法は、口座振替となっております。

以上です。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長） それでは、始めに、2番及び3番の2件の案件について、審議いたします。

ここで、11番 鈴木正徳委員の退席を求めます。

……………鈴木正徳委員退席……………

議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の2番及び3番の2件の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） ここで、11番 鈴木正徳委員の復席を求めます。

……………鈴木正徳委員復席……………

議長（高橋会長） 次に、1番及び4番の2件の案件について、審議いたします。
これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することに、ご異議ございませんか。

……………異議なし……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の1番及び4番の2件の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和4年11月18日付け南農委告示第13号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後1時56分）